

障障発 0930 第 3 号
令和 7 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主幹部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「就労選択支援の実施について」の一部改正について

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、就労選択支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして令和 7 年 10 月から実施されます。

これに伴い、「就労選択支援の実施について」（令和 7 年 3 月 31 日障発 0331 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、就労選択支援に係る指定基準の解釈、報酬の留意事項、支給決定の取扱い等についてお示ししたところですが、今般、内容の一部を別紙のとおり改正しますので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。